

条 例

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十六号

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二十二円五十三銭」を「三十円四十八銭」に改め、同項第二号中「二十九円二十九銭」を「三十九円六十二銭」に改め、同項第三号中「四十五円五銭」を「六十円九十六銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。